

- 悪質商法の事例 -



事例ファイル 01

アンケートに 答えたら...

キャンパス周辺で「ボランティアについてのアンケートに協力してほしい」と声をかけられた。その後、ボランティア活動など誘われるままに参加し、カルト的団体に入ってしまった。



アンケートなどをきっかけにカルト的団体に勧誘されます。慈善活動、勉強会などに誘われたら、疑いの目を持って「興味ありません」ときっぱり断りましょう!



事例ファイル 02

サークルと 思ったら...

「#春から〇〇大学」と SNS で投稿したら「大学の先輩がアドバイスします」などとサークルに誘われた。親しくなったらセミナーや教義の話があり、カルト的団体であることが判明した。



サークルやゼミを装ってカルト的団体が勧誘されます。入団するとマインドコントロールされ、脱会が難しくなるのでブロックしましょう!



事例ファイル 03

もうけ話を 信じたら...

SNS で「稼ぎ方を教えます」と誘われた。入会金約 30 万円を支払って入会したが、いっこうにもうからない。その後、「知り合いを勧誘して会員を増やせば収入が得られる」と説明された。



勧誘の被害者が加害者となり、連鎖的に被害が発生しています。うまい話はうのみにせず冷静に検討しましょう!



事例ファイル 04

格安の美容コース と思ったら...

「10 万円で全身脱毛」の広告を見てクリニックに出向いたら「広告の施術は効果が低い、本来 70 万円コースを 60 万円にする」と勧められ契約。クーリングオフを申し出たが応じてもらえない。



「お試し施術」「月額〇〇円」など、気軽さや安さを強調した広告だけで判断せず、契約条件について十分説明を受けて判断しましょう!

アドバイスの まとめ

飛びつきたくなるような話には「裏があるのでは?」と疑うことが大事です。また、周りにだまされていそうな人がいたら、冷静に考えるよう促しましょう。

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」

188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イサヤン

消費者トラブルに遭わないために。知って安心の最新情報をお届け!

だまされやすさを測る
心理傾向チェックもできる



LINE 公式アカウント

消費者庁 若者ナビ!

LINE
友だち登録は
こちらから!

「#18 歳から大人」でも
情報発信しています!



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

鍛えよう、消費者力



気をつけて! 悪質商法

Don't believe!!
**見抜く力
断る勇気を!**
少しでも「おかしい」と思ったら相談を!!



この後どうなる!?...裏面をチェック!

利根町

「あれ?」と思ったら、ひとりで悩まず、まずは **消費生活相談窓口** へご相談ください。
利根町消費生活相談窓口 ☎68-2211(内線246) 毎週月・水曜日 10:00~17:00

出典:消費者庁HP「気を付けて!悪質商法」 著作権者:消費者庁 編集:利根町役場 まち未来創造課 商工観光係